

大津元気くんの「マイナンバー」ってなに？①

元気くんのプロフィールは大津町HPで！



平成28年1月からこんな場面で必要になります

- 社会保障関係の手続き**
 - 年金の資格取得や確認、給付
 - 雇用保険の資格取得や確認、給付
 - ハローワークの事務
 - 医療保険の給付の請求
 - 福祉分野の給付、生活保護 など
- 税務関係の手続き**
 - 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
 - 県や町に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など
- 災害対策** 防災・災害対策に関する事務 など



マイナンバーとは

平成27年10月から日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。

マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確で、スムーズに確認するための基盤になります。



- 公平・公正な社会の実現**
マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に免れることや、不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っている人へのきめ細かな支援ができます。
- 国民の利便性の向上**
年金や福祉などの申請時に用意しなければなら



- ない書類が減ります。さらに、行政機関にある自分の情報の確認や、さまざまな行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。
- 行政の効率化**
被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで迅速な行政支援が期待できます。

マイナンバーは生涯にわたって使うものです

【問い合わせ】

- マイナンバーコールセンター
☎ 0570(20)0178 ※通話料がかかります
(午前9時30分～午後5時30分・土日祝日・年末年始を除く)
- 内閣官房ホームページ (マイナンバー)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- 役場総合政策課 ☎ 096(293)3118

マイナンバー制度実施の流れ

